

署名 一九〇七年(一月八日(一七))
効力發生 一九〇一年一月二日
日本國 一九二一年一月二日
一九二一年一月二日批准、一月二三日批准書託、二月一日公布、条約九号

當事國 四四

独逸皇帝普魯西國皇陛下以下締約國元首名懸ハ、防守セラレラル港、都市及村落ヲ海軍力ヲ以テ砲撃スルコトニ関シ、第一回平和會議ノ表明シテ希望ヲ実行セムト欲シ、為シ得ル限、陸戰ノ法規例ニ関スル千八百九十九年ノ規則ノ主筆ヲ海軍力ヲ以テ砲撃ニ及ホシ、以テ住民ノ權利ヲ保障シ、且重要ナル建物ノ保存ヲ確實ニスヘキ一般規定ヲ右砲撃ニ適用スルノ必要ヲ考慮シ、之ニ依リテ人類利益ニ貢獻シ、戰爭ノ慘害ヲ軽減セムトノ希望ヲ体シ之ヲ協定スルニ決シ、各左ノ全權委員ヲ任命セリ。
(全權委員名懸)

因テ各全權委員ハ、其ノ良好妥當ナリト認メラレタル委任狀ヲ寄託シタル後、左ノ事項ヲ協定セリ。

第一章 防守セラレラル港、都市、村落、住宅ハ建物ノ砲撃

第一条(砲撃ノ禁止) 防守セラレラル港、都市、村落、住宅ハ建物ハ、海軍力ヲ以テ之ヲ砲撃スルコトヲ禁ズ。
然レノ地域ト雖、其ノ港前ニ砲撃艦砲臺水雷ヲ敷設シタル事実ノミヲ以テ、之ヲ砲撃スルコトヲ得サルモノトス。

第二条(軍事上ノ工作物等を除ク) 右条中ニハ、軍事上ノ工作物、陸海軍建設物、兵器及ハ軍用材料ノ貯蔵所、敵ノ艦隊又ハ軍隊ノ用ニ供セラルヘキ工場及設備並港内ニ在ル軍艦ヲ包含セサルモノトス。海軍指揮官ハ、相当ノ期間ヲ以テ警告ヲ受ケタル場合ニ於テ、之ヲ右期間内ニテ破壊スルノ措置ヲ執ラサル場合ニ於テ、全ク他ノ手段ヲキトキハ、砲撃ニ依リテ破壊スルコトヲ得。

毀スルコトヲ得。
此ノ場合ニ於テ、右指揮官ハ、砲撃ノ為ニ生スルコトアルヘキ故意ニ出テサル損害ニ付、何等責任ヲ負フコトナシ。
軍事上ノ必要ニ、即時ノ行動必要スル為期間ヲ与フルコトヲ得サル場合ト雖、防守セラレラル港、都市ノ砲撃ニ關スル禁止ニ付テハ、第一項ノ場合ト同一ナルヘク、且指揮官ハ、砲撃ノ為若都市ニ來スヘキ不便ヲ成ルヘク少ナカラシムル為一切ノ相当手段ヲ執ルヘシ。

第三条(徵発) 防守セラレラル港、都市、村落、住宅ハ建物ハ、地方官憲カ其ノ附近ニ在ル海軍、目前ノ需要ヲ充スル為必要ナル糧食又ハ軍需品ノ徵発ヲ正式ノ催告ニ依リ命セラレタルニ拘ラス之ニ応スルコトヲ拒ミサルキハ、明示ノ通告ヲ受ケタル後之ヲ砲撃スルコトヲ得。
右徵發ハ、地方官憲ヲ相成スルモノタルヘシ。徵發ハ、必ず該海軍指揮官ノ許可ヲ得テ之ヲ為スヘク、且之レニ對テハ成ルヘク即金ニテ支払ヒ、然ラサルハ領収証ヲ以テ之ヲ証明スヘシ。

第二章 一般ノ規定

第四条(取立金) 防守セラレラル港、都市、村落、住宅ハ建物ハ、取立金ヲ支払ハサルヲ理由トシテ、之ヲ砲撃スルコトヲ得ス。
第五条(公共建築物等ノ保護) 海軍力ヲ以テ砲撃ヲ為スニ當リテハ、指揮官ハ、宗教、技藝、學術及慈善ノ用ニ供セラルル建物、歴史上ノ紀念建築物、病院並病者及傷者ノ收容所ハ、同時ニ軍事上ノ目的ニ必要ナル之ヲ成ル限、之ヲシテ成ル限ノ損害ヲ免レンムル為、必要ナル一切ノ手段ヲ取ルヘキモノトス。
住民ハ、容易キ徵章ヲ以テ右建築物、紀念建築物又ハ收容所ヲ表示スルノ義務ヲ負フ。右徵章ハ、堅固ナル方角ニ大板ニシテ表シ線ノ一ヲ以テ上部ハ黒色、下部ハ白色ノ四角形三区割シタルモノナルヘシ。

第六条(砲撃ノ通告) 軍事上ノ必要上、已ムヲ得ル場合ヲ除ク外、攻撃海軍指揮官ハ、砲撃ヲ始スル前、其ノ旨ノ官憲ニ通告スル為通知シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘキモノトス。
第七条(掠奪ノ禁止) 都市其ノ他ノ地域ハ、突撃ヲ以テ攻取シタル場合ト雖、之ヲ掠奪ニ委スルコトヲ得ス。

第三章 附則

第八条(總加入事項) 本条約ノ規定ハ、交戦國カ悉ク本条約ノ當事者ナルトキニ限、締約國間ニノミ之ヲ適用ス。

第九条(批准) 本条約、成ルヘク速ニ批准スヘシ。
批准書ハ、海牙ニ寄託ス。

第十条(署名) 本条約ノ署名ナル諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署名ヲ以テ之ヲ為ス。
第一回ノ批准書寄託ハ、和蘭國政府ニ宛テ、且批准書ヲ添付シタル通告書ヲ以テ之ヲ為ス。

第十一条(批准書寄託ニ關スル調査) 前項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認証書ハ、和蘭國政府ヨリ、外交上ノ手續ヲ以テ、直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招請セラレラル諸國及本条約ニ加盟スル他ノ諸國ニ交付スヘシ。前項ニ掲ケタル場合ニ於テハ、和蘭國政府ハ、同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス。

第十二条(非加盟國) 記名國ニ非サル諸國ハ、本条約ニ加盟スルコトヲ得。
加盟セムト欲スル國ハ、書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ、且加盟書ヲ送付シ、之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託スヘシ。和蘭國政府ハ、直ニ通告書及加盟書ノ認証書ヲ爾余ノ諸國ニ送付シ、且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ。

第十三条(効力ノ發生) 本条約ハ、第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸國ニ對シテハ、其ノ寄託ノ調査ノ日附ヨリ六十日ノ後、又其ノ後ニ批准書又ハ加盟スル諸國ニ對シテハ、和蘭國政府カ右批准書又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタル日ヨリ六十日ノ後ニ其効力ヲ生スルモノトス。

第十四条(廢棄) 締約國中本条約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ、書面ヲ以テ其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ。和蘭國政府ハ、直ニ通告書ノ認証書ヲ爾余ノ諸國ニ送付シ、且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ。

第十五条(委任) 和蘭國政府ニ到達シタル日ヨリ一年ノ後、右通告ヲ為シタル國ニ對シテ、其ノ効力ヲ生スルモノトス。
第十六条(寄託ノ機構) 和蘭國外務省ハ、眼簿ヲ備ヘ置キ、第十九条第二項及第四項ニ依リ為シタル批准書寄託ノ日並加盟(第十九条第三項)又ハ廢棄(第十二条第一項)ノ通告ヲ接受シタル日



ヲ記入スルモノトス。
各締約國ハ、右帳簿ヲ閲覧シ、且其ノ認証抄本ヲ請求スルコト
ヲ得。

右証提トシテ、各全權委員本条約ニ署名ス。
(全權委員署名他略)

留保

独逸國 第一条第二項ヲ留保ス。

智利國 八月十七日ノ第四回總會議ニ於テ爲シタル第三条ニ関ス
ル留保ヲ爲ス。

仏蘭西國 第一条第二項ヲ留保ス。

大不列顛國 第一条第二項ヲ留保ス。

日本國 第一条第二項ヲ留保ス。

